

## 日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

## 第三部 労働政策

## 第六編 社会保険および社会保障

## 第五章 社会保障

## 産業労務者住宅資金融通法

(七・一七公布施行、法六三) 産業労務者住宅の建設を促進する目的を掲げ、この住宅を建設する事業者などに対して住宅金融公庫が長期低利資金を融通することを規定したものであるが、結局において住宅難緩和の名目の下に少数の独占資本の労働力確保、労働者に対する支配強化のための国家援助といった性質をもっており、労働者に対する住宅提供自体を目的とするものではないといえよう。法律の要点は次の通りである。

一、貸付対象 五人以上の従業員を使用する事業者(国、国がその資本金の二分一以上を出資している法人及び地方公共団体を除く)

一、貸付限度

耐火住宅 建設費及び土地の価格の 六割 償還年限三五年 年利率六分五厘

簡易住宅 " " 六割 二五年 "

それ以外 " " 五割五分 一八年 "

一、貸付資金、初年度二〇億円、約五〇〇〇戸の建設を予定している。

なおこれに対して、国会では葬り去られたものの、労働組合中央福祉対策協議会が右派社会党に働きかけて作成された、右派社会党提出「勤労者住宅建設促進法案」の要点は次の通りである。

一、労働組合および勤労者を組合員とする住宅協同組合をも貸付対象とする。

一、貸付金額は労働組合の場合は全額、事業主の場合は六割。貸付利子は年五分五厘。償還期間は耐火住宅三〇年、準耐火住宅二五年、木造住宅二〇年。

なお同法案審議中の衆議院建設委員会における公聴会で(三・五)、三菱金属鉱業吉田重明は使用者側を代表して、次のような意見を述べ、住宅建設資金は労働者の団体には貸すな、右派社会党「勤労者住宅建設促進法案」反対、経営者への資金貸付限度や利率を緩和せよなどと強調した。

産業労務者住宅の建設はあくまでもそれが産業の発展、振興政策に寄与し生産を向上させるという見地に立って行われるべきものである。従ってその貸付対象も産業振興の直接の責任者である産業会社に向けらるべきであって、労働者の団体に対する貸付の如き、あるいは産業に直接関連なき者に対する貸付などは本来住宅金融公庫その他において行われるべきものであり、市民住宅と産業住宅との間には政策的に明確な一線を劃すべきであって両者を混同すべきではない。この点政府提案の産業労務者住宅資金融通法案の趣旨については原則として賛成であるが、勤労者住宅建設促進法案については賛成できない。産業労務者用住宅資金融通法案の内容については次のように修正する必要がある。

(一)貸付限度—法案では建設費の五割となっているがこれでは低きに過ぎ、利用することが事実上困難であるから八割程度まで引上げられたい。そのためには予算(二〇億)の引上が望ましいが、できなければ計画戸数(六五〇〇戸)が多少少なくなってもやむを得ない。(二)貸付利率—法案では六分五厘となっているが、もともとこれは厚生年金積立金(現在六〇〇億)還元融資の趣旨が含まれているから、その利率は積立金を大

蔵省資金運用部へ預入れた時の利率五分五厘をそのまま貸出利率とし、その間で一分の利鞘をかせぐような方法はやめてほしい。(三)租税減免方法を特に考慮されたい。

## 生活保護基準の改訂

七月一日から生活扶助、住宅扶助、葬祭扶助の扶助料がやや増額され、級の地域区分も従来の五区分から六区分とされた。しかしこの増額も、本来の給付額が極めて低い上にもってきて物価騰貴のため何んの足しにもならない状態であることはいうまでもなからう。地域差も従来のより拡大している。また

一、生活扶助 標準世帯(老人と母親子供三人から成る五人世帯)の一カ月分、一級地甲(東京都のうちの区、大阪、京都、神戸、横浜、札幌)八〇〇円＝一〇〇(従来七二〇〇円の二%増)、以下の地域差は一級地区九四(一〇〇)、二級地八八(九三・八)、三級地八二(八七・六)、四級地七六(八一・七)、五級地七〇(七五・二)となっている。

二、住宅扶助 五人世帯の一カ月一級甲地が一〇〇〇円(従来七三〇円の一・五倍)で、地域差は生活扶助と同じ。

葬祭扶助 大人一級甲地が三〇〇〇円(従来二八〇〇円の一・七倍)で、地域差は生活扶助と同じ。

なおその他生活保護法の第五三条に、都道府県及び市町村における福祉事務所の指定医療機関に対する診料報酬の支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託できるとした一項(第四項)が新に加へられ、六月一日から施行されたこと、及び児童福祉法の第九次改訂が行われ、福祉費の徴集に関する事務手続が改訂されたことなどを指摘しておく。

## 保育事業の現状

八月一日から三日間にわたり、石川県金沢市において開催された「第二回全国保育事業大会」の会場で、保育問題懇談会は「保育所をよりよくするために」－私たちの要求とその対策－という次の様なアピールを全員に配布した。このなかには、深刻な保育事業の現状が詳細に訴えられている。

### 第二回全国保育事業大会に集まれた皆さん！

現在、私たち保育事業に直接携わっているものは、測り知れない不安と不満を抱いております。私たちは児童福祉法、児童憲章などに明記された趣旨に心から同感し、少くとも保育事業を通じこれを実現しようと真剣にとり組んでまいりました。この事はここに集まれたすべての人々が誇をもって言えると思います。けれども私たちが、真剣になればなるほど「これでよいのか？」という疑問や矛盾にぶつかり、さらに「これではとてもやってゆけない」という深刻な行詰りにつき当たってきているのです。このような悩みを感じているのは私たちだけでしょうか？取りすがらんばかりの母親の訴え、無心に迫ってくる幼い子どもたちの満たされぬ面持ちにあう時、そしてその切なる要望を拒否しなければいけない時、私たちは改めて痛感するのです。－保育所の役割と責任の重大さ、その為にこそ私たちが身命をかけているこの努力にもかかわらず、児童福祉法や児童憲章が現実に死んだ一片の紙片になっていることを！

昨年の大会にも又その他の機会にもいろいろな私たちの苦しみや悩みや要求が出されました。けれども殆んど実行されないままになっております。今年も又こういう結果に終らせてはならないと思います。政府は児童福祉法や児童憲章にもとづいて保育所をふやし設備をよくし、保母の待遇をよくして保育に欠ける乳幼児をまもる重大な責任があ

るのです。これを要求し、これを実施させるのは私たちの国民としての権利であり、多くの母と子の苦悩を知っている私たちの義務でもあります。

全国保育事業大会に集まれた皆さん！

この大会に臨むにあたって私たちは「保育所をよりよくするために」真剣に考え合いました。そしてこれをまとめて同じ憂い、同じ悩みをもっておられる多くの皆さんとともに、さらに深く討議し、具体的な打開の途を見出すために提出することにいたしました。私たちはこの提案を出しっぱなしにして気休めの答をもらって帰ることはできません。お互いにいろいろな無理をおしてこの大会に出席した私たちは、同僚や、母親や、幼い子どもたちの大きな期待に応えるためにも、厚生省の当局者から一つでも二つでもはっきりした回答を得なければなりません。

皆さん！みなさんが出された多くの議題や意見とともにこの提案を真に実現させ、この大会をこそ保育事業の新しい進展のために栄えある第一歩としようではありませんか。

提案

大会の総意によって直ちに実施の確約を得たい事項

(一)保育所の定員を一〇〇%措置にすること。

最低基準によって公認されている保育所の定員が、措置の適用をうける段になると四〇―八〇%と引き下げてしまう、ということは何としても了解できない不審なことです。何が基準でそうなるのか、どういう理由なのか、私たちは責任ある説明を聞いたことがありません。

「緊急に保育所に入る必要のある乳幼児」と厚生省が公表しているものでさえ一七万人もあること(実際にはもっともっと多いと思われます)、措置の枠が抑えられているため措置条件にあてはまる乳幼児が止むを得ず「私的契約児」という名で入所させられていること(厚生省の昭和二六年四月調では二九%にも及んでいます)、このため、保育所の財政基礎は不安定となり「保育所らしくない」といわれる経営方針がしばしばとられるようになってきています。このような状態をなくするために、今すぐとれる最も手近な方策の一つは「定員を一〇〇%措置にする」ということだと私たちは考えます。

厚生省は昭和二八年度の措置の枠を定員の六〇%にする方針だと伝えられています。その根拠は何によるのか、そのためにどういう事態がおきてくるかについて報告してもらいたいものです。

児童福祉法第二四条は「市長村長は保護者の労働又は疾病等の理由によりその監護すべき乳幼児が保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない」とその責任を明記しています。それなのに厚生省は「保育に欠ける乳幼児に少しでも広く門を開こうと努めるどころか、措置の枠を切下げることによって、逆に狭き門を作っているのではないのでしょうか。このために生活の方針が立たず、歎き悲しんでいる母と子の実情をどうするのでしょうか。私たちはここでも児童福祉法という法律が行政措置によって歪められ、狭められ、そして国民の不満・不信を買っている事実を見ないではいられません。

大会に集まれた皆さん！誰もが不当だと認め改めるべきだと考えているこの「定員一〇〇%の措置」の実施を責任ある厚生省当局に、この大会で確認してもらおうではありませんか。

(二)事務費算定の不合理を改め、当月の在籍人員数を基礎にすること。

人件費、及び施設運営に必要な経費を賄う事務費が過去三カ月間の平均出席人員数を基礎に算定されるというのはこれまたどういう理由によるのか私たちは了解に苦しみます。この実状に即さない、誰の目にも不合理なことが現在実施されているのです。東京都の場合は昭和二七年度までは、当月の在籍数で算定されていたのに、平衡交付金制度が補助金制度に改められると同時に施設に対して何等の予告もなしに一片の通牒で改悪されました。そのために施設のかうむる不利益は莫大なものです。ある保育所は二万二七〇〇円の収入減となり、平均五六〇〇円の財源が取り上げられたことになりました。

厚生省当局がもし「これで予算の節減ができた」とでも考えているとしたらそれは大きな誤りだと思います。実際に、この扱いによって、そうでなくても低すぎる保母や職員の給与は減らされ、生活の保障はますます困難にされ、その事によって保育事業の根本は枯らされているからです。どんなに良心的な経営者でも、財政の基礎がないのに保母の待遇を引上げることはできないでしょう。私たちのこの要求は保育所の経営者と保母との一致した、退くことのできない要求なのです、最近厚生省当局は私たちの決意の固さにおされてこの措置を撤回することに決めたようです。

しかし私たちが最もおそれるのは、このように働くものの生活を直接おびやかす重大な事柄が簡単に厚生省の事務手続でやられてしまうという点です。こういうやり方で次々に保育所が圧迫されるような措置がとられるとしたら、児童福祉法や児童憲章の保障はどこに求められるのでしょうか？

皆さん！地方では長い間この扱いについて強い改善の要求が出されていたにもかかわらず「今まで東京都は特例だったから」と切り下げの方に足並みを揃えさせた厚生省の不誠意をこの大会で反省させ、二八年初めにさかのぼってこの要求を容れてもらおうではありませんか。

右の二つの要求は、厚生省当局さえその気になればすぐにでも実施できる筈の事項です。この大会の総意によって、これができるならば、私たちの抱いている大きな不安・不満に僅かでも光明がさした事になるでしょう。又これこそ「保育所がその本来の使命に徹するために必要なる方策について」という本大会の重要な議題に対して実際的な、第一歩をふみ出したことになるでしょう。

緊急に解決しなければならぬ事項

(一)保育施設を大量に増設すること、とくに乳児施設の増設をはかること

この要求がどれほど切実なものであるかは今さら言うまでもないほど明かです。今も、この大会に寄せられている数多くの母親の耳目と声なきねがいを、私たちはなおざりにすることはできません。

この要求は今までも大会毎に何回となく提出されては、「考慮する」、「善処する」という当局の答を期待しつつ今日に至ったのです。しかし次の表が示すように決してよくなっているとは思えません。一二〇〇万を数える乳幼児を抱えて国民の生活が低下し家の保育条件は悪くなり、社会環境が荒んでいく一方の日本の実情からいってあまりにも貧弱なものではありませんか。

保育所年次別増設数(厚生省調)

	(設置数)	(国庫補助金額)
昭和二三年度	九八カ所	二九、一八五、〇〇〇円
〃 二四年度	一二五〃	四二、五三六、〇〇〇円
〃 二五年度	三三三〃	一四七、五六五、〇〇〇円
〃 二六年度	四四九〃	一五一、九〇〇、〇〇〇円
〃 二七年度	一〇〇〃	一一五、三三三、〇〇〇円

保育所現況(昭和二七年一二月厚生省調)

(施設数)			(入所実人員)		
公	私	計	公	私	計
二、一八八	三、四五五	五、五七三	二一三、〇六八	三二五、二〇六	五三八、二七四

私たちはこの現状を打開するために、左の事項を要求します。

(1)新設のための国庫補助金を大幅に増額してもらいたいこと「少くとも現在数の三―五倍の保育所を早急につくれ」ということは決して過大な要求ではないと思います。一施設につき一五〇万円―二〇〇万円の設備費は膨大な軍備予算に比べてみると、何とつましやかなものでしょう。しかも、そのために生活に光明を与えられる家庭や母と子の姿を思うとき、何とこれは「生きた予算の使い方」ではないでしょうか。

(2)民間保育所の新設及び増設に対しては、児童福祉法第五十六条第二項の規定どおり補助金その他必要な助成を忠実に実施してもらいたいこと。その場合、民間施設としての発展を妨げるような制限を撤廃する必要があると思います。

日本の社会福祉事業とくに保育所は多く民間の篤志家、良心的な人々の手によって創められ発展してきました。現在でも施設総数の六二%、保育児童の六四%をその手に引受けて、非常な困難にたえてまもり続けている事は統計・資料によって明らかにされているところです。この日本の実情を無視又は軽視することは保育事業の発展のためにも不幸なことといわなければなりません。私たちは豊かな創意性をもつ民間有志の保育活動が一そうさかんになるように育成・補助することを切にのぞむものです。

(3)簡易な保育所を児童福祉法に規定しその助成を計ること

農繁期保育所、鉱山・漁村・山村の臨時的保育所・日雇労働婦人のための保育所等婦人の労働条件の特殊性からくるいろいろな型の保育所を大幅に認め、これに国庫補助を与えることは過渡的なものとしても日本の現状からはぜひ必要な措置だと考えられます。又共同募金の配分もこれらの施設に対して重点的に行うことが切望されます。

私たちは以上の三つは保育所を急速にふやすために、ぜひ実施されなければならない事項である事を強調いたします。

(二)保育所職員の生活を完全に保障すること

この問題についてはとくに保母の間から、切実な要求がおきています。保母の労働が過重であること給料が低いということはもはや知れわたった事実ですが、左のように数字をあげてみると、一層明らかであります。

島根県の保母調査(昭和二八年二月調 二一八名)

一、給与(月収総額)		
二〇〇〇円―五〇〇〇円	六七・五%	
総平均	三二六〇円	
一、勤務時間		
九時間未満	三六・一%	
九―一〇時間	三五・四%	
一〇―一一〃	二・五%	
一一―一二〃	一・一%	

東京都保育所保母の給与(昭和二七年二月 一〇〇二名)

手取総額(実数)	公立	私立
1,000円未満	16	—
2,000 "	7	—
3,000 "	57	—
4,000 "	132	—
5,000 "	204	—
6,000 "	188	6
7,000 "	58	76
8,000 "	38	68
9,000 "	16	32
10,000 "	11	38
12,000 "	3	24
15,000 "	2	22
15,000以上	1	4
合計	732	270

このような労働過重と低賃銀に対して、今までは「保母は聖職だから」「社会事業家は報酬を望むべきではない」というような考え方があってこれを改善、向上させる動きは阻止されてきました。そのため、保育所保母の移動率や、罹病率は非常に高く、その補充さえ思うに任せぬ実情です。とくに民間保育所の保母入手難は大きく、次の表によっても保母の質の低さが思いやられるのであります。

東京都保育所保母調査(昭和二七年二月 一〇〇二名)

保母養成所卒	認定講習了	保母試験合格	無資格者	合計
公立 一四	一四九	五〇	五七	二七〇
私立 三	二三四	六四	四三一	七三二

厚生省が保母資格についての猶予期限を何回も延期しなければならないという事情は、保母の生活保障の裏付けがないというところから来ていると思われまゝ。このままでは熱意ある有能な保母を保育所に留めることはできず、保育内容に多くを期待することはできないでしょう。

保母の要求を要約すると大体次のようになります。

労働時間は一日七時間(休憩は含まず)週休

給与について—民間保育所の保母は現在公立保育所の給与基準が一応目標になっているが、原則としては最低賃銀制を確立してほしい。

社会保険の適用—健康保険、失業保険、厚生年金等の事業主負担分を事務費に含めてほしい。

有給休暇—一年三〇日、生理休暇二—三日、産前産後六週間

その他、雑用から解放するために事務員、給食係、保健婦、小使等をおくことが要求され、又、研究の余裕を経済的、時間的に保障することが望まれているのです。そして、これらはすべて保母の給与が国庫負担によるのでなければ根本的には解決できないことを示しています。これを推進してゆくことは大きな今後の問題であります。

以上の二項が緊急に解決してゆきたい私たちの基本的な要求であります。更に細かに当面の要求は各保育所それぞれの条件によって無数にあげられることでしょう。

最低基準の枠をひろげよ。

措置費の基準額を上げよ。

給食費に人件費を見込め。

二才児の給食費を乳児と同額にせよ。

保母一人当りの乳幼児数を、乳児三人、二才児五人、三才児一五人に改正せよ。

寒冷地に暖房費を増額せよ。

事務費に建物の原価償却費を見込め。

これらの数えきれないほど多くの要求を一つ一つ解決してゆくために私たちは次のことを提案し、大会の総意によって決議したいと思います。

一、大会処理委員会の活動を強化推進するために施設の代表者を多数参加させること。

一、国会対策委員会の設置

私たちの要求のすべては国家予算につながる問題であり、又児童福祉法及施行令のある部分の改正を必要とする問題なので、国会への働きかけがどうしても必要であります。今まで厚生省当局や政府に要望決議を何回となくくり返しましたが、その成果はみるべきものがありませんでした。私たちは「あなた任せ」でなく「自分たち自身の手で」これらの要求をかちとらなければならない段階に来たわけです。良心的な児童福祉に熱意ある国会議員と実際保育所の仕事に携っている私たちの代表とが緊密に結びついて、これらの問題を討議研究し、国会に対する働きかけの中心勢力となりましょう。この活動は必ず、国民の各層、各分野からの大きな支持と協力をうけることでしよう。

## 一、保育所職員組合の確立

すでにその芽生えが各地の施設に見えています。経営に当る人人も利害を一にするのですから当然加わってもらい、この一体となった力で保育所を発展させる原動力となりましょう。職員の生活をまもり世論に応えられるようなよりよい保育所をつくりあげるために、今こそ私たちは結集しなければならないと思います。

保育事業大会に集まれたみなさん！

この三日間、討議、発表されるいろいろと多岐にわたる問題の一つ一つは、すべてみなさんが、現状から切実に感じとられた要求であることを私たちは知りそれを支持いたします。この数多くの要求に私たちの提出した要求を加えて、真にこれを実現するために私たちは固く手をつなぎましょう。

その中の一つでも二つでも現実に手につかむことが、すべての要求を実現する第一歩だと思います。みなさん！この大会を意義あるものにするためにお互いに健闘いたしましょう。

昭和二八年八月一日

保育問題懇談会

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
発行 1954年11月5日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---